



会社名 株式会社 東京ソワール
代表者名 代表取締役社長 小泉 純一
(コード番号 8040 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役上席執行役員管理本部長 小林 義和
(TEL. 03-6372-6714)

当社「第 54 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

5	新任 社外 独立 まき たけ ひこ 牧 武 彦 (1953年5月29日)	1976年3月 株式会社レナウンルック 入社 2002年3月 株式会社ルック 取締役人事総務部長 2005年3月 ルック (H. K.) L t d. 取締役 2006年3月 株式会社アイディールック 理事 2006年3月 株式会社ルック 常務取締役執行役員 業務企画室長 兼 人事総務、経理、物流担当 2007年3月 同社常務取締役上席執行役員 業務企画室長 兼 人事 総務、経理、物流担当 2009年3月 同社代表取締役社長 2009年4月 洛格（上海）商貿有限公司董事 2015年3月 株式会社ルック 代表取締役会長 2019年3月 株式会社ルックホールディングス 相談役	1,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 牧武彦氏は、業界における豊富な経験と幅広い知識を有しており、これまでの経営者としての経験から、業務執行に対する適切な監督や的確な助言が期待できると判断し、新たに社外取締役候補者としました。			

別添資料 1

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び本プランについて

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

3 本プランの内容

(3) 対抗措置の発動に至るまでの手続

③ 独立委員会の勧告

(訂正前)

(b) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

但し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主の皆様共同の利益を著しく損なうものであると認められ（例えば、以下(i)～(xii)に掲げる場合を指します。）、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (i) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、高値での会社関係者への買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報・ノウハウ・企業秘密情報、主要取引先や顧客等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大規模買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることなく、当社の株式を取得後、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社グループの資産処分まで視野に入れてひたすら特定株主グループ又はその株主、出資者若しくは組合員その他の構成員の利益を追求するおそれがある買収である場合
- (vi) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切な買収である場合
- (vii) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後する場合
- (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切である場合
- (x) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社グループの従業員、労働組合、取引先、お客様及び地域社会その他の当社グループに係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
- (xi) 本必要情報に虚偽の情報が含まれており、大規模買付行為等の内容を独立委員会が適切に検討できないと判断した場合
- (xii) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

- b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか又はそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

(後略)

(訂正後)

- (b) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

但し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば、以下(i)～(xii)に掲げる事由により、当該大規模買付行為等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (i) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、高値での会社関係者への買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報・ノウハウ・企業秘密情報、主要取引先や顧客等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大規模買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることなく、当社の株式を取得後、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社グループの資産処分まで視野に入れてひたすら特定株主グループ又はその株主、出資者若しくは組合員その他の構成員の利益を追求するおそれがある買収である場合
- (vi) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合
- (vii) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (x) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社グループの従業員、労働組合、取引先、お客様及び地域社会その他の当社グループに係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
- (xi) 本必要情報に虚偽の情報が含まれており、大規模買付行為等の内容を独立委員会が適切に検討できないと判断した場合
- (xii) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

- b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないか又はそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

(後略)

以 上